

第10回 西宮市子ども・子育て会議

【資料集】

資料1

資料2

資料3

資料4

資料5

## 資料集 目次

【資料1】ロードマップ・前回の審議等まとめ・今回の審議事項	・・・	1
【資料2】教育・保育施設及び地域型保育事業に対する確認地域型保育事業（利用定員の設定）	・・・	4
【資料3】西宮市子ども・子育て支援事業計画の修正事項	・・・	13
【資料4】確認に係る部会の設置	・・・	23
【資料5】平成27年度以降の子ども・子育て会議の審議予定事項	・・・	25

ロードマップ・前回の審議等まとめ・今回の審議事項

ロードマップ

	平成25年度			平成26年度							
	第1回 8.21	第2回 10.11	第3回 2.17	第4回 4.28	第5回 5.27	第6回 7.29	第7回 8.25	第8回 11.18	第9回 1.20	第10回 2.10	第11回 3.23
(1) 子ども・子育て支援事業計画の策定の審議	H26年11月25日からH26年12月25日までパブリックコメントを実施										
ニーズ調査の項目											
需要量・供給量			1	1							
地域子ども・子育て支援事業の今後の展開			1	1							
上記以外の計画											
計画全体の審議（計画の理念等）							2				
(2) 認可基準等の審議	H26年4月末に政省令公布			9月市会で条例制定							
現認可等基準（現状確認）											
新制度における認可基準・確認基準			3	3							
放課後児童育成事業の基準			3								
支給認定基準			3								
(3) 利用者負担の審議											
(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の審議（事業計画に係る供給量と同時審議）											
(5) 西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価											

- 審議
- 1 審議終了等（確定）
- 2 量の見込みについてのみ審議
- 3 素案の確定
- 3 検討中の国の案をもとに審議

平成26年度には、上記のほかワーキンググループを下記のとおり開催

評価検討ワーキンググループ	H26.10.27	H26.11.27
基準等検討ワーキンググループ	H26.4.14	H26.5.12 H26.7.14

## 第9回西宮市子ども・子育て会議 審議等まとめ

### 1 評価検討ワーキンググループの報告

評価検討ワーキンググループの開催状況について座長及び事務局から報告したところ、各委員から主なものとして以下の意見などが出された。

- ・「病児・病後児保育事業」について、子どもが病気になっても、休暇をとることができない人がいる中で、将来的なことや親子の絆を考え、必要最低限のニーズに留めることにまで言及してしまっただよいか疑問がある。
- ・「放課後児童健全育成事業」について、特別な支援が必要な子どもに対する職員の配置について、より検討して欲しい。
- ・「子どもの遊び場・居場所づくり」について、子どもの遊びの場において教育的な要素を追加することは必要ないのではないか。

### 2 西宮市子ども・子育て支援事業計画への意見提出手続（パブリックコメント）の結果速報

西宮市子ども・子育て支援事業計画への意見提出手続（パブリックコメント）の結果について事務局から報告があった。

### 3 西宮市子ども・子育て支援事業計画の修正事項

市民から意見提出手続（パブリックコメント）によって提出された意見や第8回西宮市子ども・子育て会議で出された意見を基に修正した素案について説明があった。それを受けて各委員から出された以下の意見などを踏まえた素案の修正については、平成27年2月10日に開催予定の第10回西宮市子ども・子育て会議において最終確認することとなった。

- ・「教育・保育の量の見込み及び確保方策」における（8）今後の方向性について、将来の少子化を見据え、「供給過剰を避けるため」、又は「適正配置を検討する」といった文言が必要である。
- ・「放課後児童健全育成事業」における（5）放課後の子どもの居場所について、なぜ「社会教育施設等」の文言を削除したのか。
- ・「質の高い教育・保育の提供」について、質を改善するための処遇改善と保育士の不足を解消するための処遇改善が必要ではないか。
- ・「ワークショップの実施」について、遊び場として「プレーリーダーがいるプレーパーク」という文言を追加して欲しい。

以上

## 第10回西宮市子ども・子育て会議 審議事項

### 1 教育・保育施設及び地域型保育事業に対する確認（利用定員の設定）

新制度に移行する教育・保育施設のうち認可保育所及び新制度に移行する地域型保育事業において設定する利用定員について審議を行い、西宮市子ども・子育て会議としての意見をまとめる。

新制度に移行する教育・保育施設のうち幼稚園型認定こども園、市立幼稚園及び私立幼稚園に対する確認（利用定員の設定）については、第8回西宮市子ども・子育て会議において意見をまとめた。

### 2 西宮市子ども・子育て支援事業計画の修正事項

市民から意見提出手続（パブリックコメント）によって提出された意見や第9回西宮市子ども・子育て会議で出された意見を基に修正した素案について審議を行い、西宮市子ども・子育て会議として事業計画の内容をまとめる。

### 3 確認に係る部会の設置

確認に係る部会の設置について、事務局からの提案を確認し、必要に応じて質疑応答・意見交換などを行う。

### 4 来年度以降の子ども・子育て会議の審議予定事項

来年度以降の子ども・子育て会議について、事務局からの提案を確認し、必要に応じて質疑応答・意見交換などを行う。

以上

## 議事（１）教育・保育施設及び地域型保育事業に対する確認（利用定員の設定）

### 1 確認事務の概要

#### （１）確認とは

ア 新制度において、認可を受けた施設・事業者が給付などの支援対象となるためには市町村から確認を受ける必要がある。その上で、支給認定を受けた子どもは、確認を受けた施設・事業者を利用することで、施設型給付・地域型保育給付を受けることができる。

イ 市は、「確認」を行うにあたり、利用定員を設定しようとするときには、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

ただし、既存の認定こども園、幼稚園、保育所がそのまま新制度に移行する場合、法の施行日（平成 27 年 4 月 1 日予定）に「確認」を受けたものとみなされる。

「みなし確認」を受ける認定こども園、幼稚園、保育所の利用定員を定めるにあたって、子ども・子育て会議からの意見聴取は、法令上義務づけられておらず、市町村の判断に委ねられている。

#### （２）利用定員の基本的な考え方

ア 利用定員の区分（４区分）

- 1号認定子ども：年齢毎の区分を設けない。
- 2号認定子ども：年齢毎の区分を設けない。
- 3号認定子ども：0歳と満1歳以上とを区分して定める。

イ 原則として、利用定員は認可定員を超えない範囲内で、利用状況を反映して設定する必要がある。

利用定員	認可定員
------	------

ウ 実際の利用者数が認可定員を超える場合 利用者数 > 認可定員

#### 認可定員の範囲内で利用定員を設定する。

- 1 実際の利用者数が利用定員を恒常的に上回っている場合、利用定員を適切に見直し、確認の変更を行う必要がある。
- 2 利用実態に応じた認可定員に変更することが必要である。
- 3 制度施行の平成 27 年度から又は施行後確認を受けた時点から連続する 2 年度間、常に実際の利用者数が利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均利用率が 120% 以上の場合で、上記見直しが行われないときは給付費を減算する。
- 4 西宮市特定教育・保育及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 22 条ただし書に基づき、「年度中における特定教育・保育に対する需用の増大への対応が必要な場合」には、利用定員を超える受入れが可能である。同事由には「年度当初から利用定員を超える受入れが必要となる場合」も含む。

## 2 民間保育所の利用定員

(単位：人)

名 称		認 可 定 員 (入所児童数：H26.4.1)				利 用 定 員			
		3 歳以上	1・2 歳	0 歳	計	2号認定 (3歳以上)	3号 (1・2歳) (0歳)		計
1	幸和園保育所	135 (106)	60 (69)	15 (8)	210 (183)	135	60	15	210
2	幸和園保育所 南園(分園)	—	30 (27)	—	30 (27)	—	30	—	30
3	一麦保育園	96 (108)	51 (60)	13 (16)	160 (184)	96	51	13	160
4	月影保育所	45 (43)	12 (22)	3 (5)	60 (70)	45	12	3	60
5	パドマ保育園	36 (39)	18 (23)	6 (1)	60 (63)	36	18	6	60
6	マーヤ保育園	36 (43)	18 (22)	6 (3)	60 (68)	36	18	6	60
7	船坂保育園	23 (25)	14 (15)	3 (2)	40 (42)	23	14	3	40
8	やまよし保育園	94 (108)	54 (51)	12 (12)	160 (171)	94	54	12	160
9	名塩保育園	45 (28)	12 (17)	3 (3)	60 (48)	45	12	3	60
10	聖和乳幼児保育 センター	68 (70)	40 (42)	12 (10)	120 (122)	68	40	12	120
11	甲子園保育所	90 (74)	48 (52)	12 (9)	150 (135)	90	48	12	150
12	段上保育所	81 (81)	30 (44)	9 (6)	120 (131)	81	30	9	120
13	ちどり保育園	33 (38)	18 (23)	9 (4)	60 (65)	33	18	9	60
14	なぎさ保育園	40 (48)	24 (30)	6 (3)	70 (81)	40	24	6	70
15	新甲東保育園	51 (64)	30 (40)	9 (11)	90 (115)	51	30	9	90
16	なでしこ保育園	33 (33)	18 (23)	9 (6)	60 (62)	33	18	9	60
17	安井保育園	51 (55)	30 (38)	9 (12)	90 (105)	51	30	9	90
18	安井さくら 保育園(分園)	35 (42)	22 (24)	3 (3)	60 (69)	35	22	3	60

名 称		認 可 定 員 (入所児童数：H26.4.1)				利 用 定 員			
		3 歳以上	1・2 歳	0 歳	計	2号認定 (3歳以上)	3号 (1・2歳) (0歳)		計
19	夙川さくらんぼ 保育園(分園)	—	15 (16)	5 (6)	20 (22)	—	15	5	20
20	西宮 YMCA 保育園	39 (47)	18 (18)	3 (3)	60 (68)	39	18	3	60
21	あんず保育園	27 (29)	12 (19)	6 (5)	45 (53)	27	12	6	45
22	ひかり保育園	51 (57)	30 (35)	9 (5)	90 (97)	51	30	9	90
23	みどり園保育所	51 (60)	30 (40)	9 (12)	90 (112)	51	30	9	90
24	東山ぼぼ保育園	—	34 (36)	12 (11)	46 (47)	—	34	12	46
25	東山ぼぼ 保育園(分園)	77 (78)	12 (14)	—	89 (92)	77	12	—	89
26	夙川宝保育園	54 (58)	25 (35)	6 (5)	85 (98)	54	25	6	85
27	ゆめっこ保育園	26 (31)	16 (20)	8 (2)	50 (53)	26	16	8	50
28	ニコニコ桜 保育園	17 (17)	34 (34)	9 (9)	60 (60)	17	34	9	60
29	ニコニコ桜 夙水園	30 (32)	—	—	30 (32)	30	—	—	30
30	西宮夢保育園	36 (36)	18 (24)	6 (9)	60 (69)	36	18	6	60
31	西北夢保育園 (分園)	61 (65)	30 (36)	9 (13)	100 (114)	61	30	9	100
32	つぼみの子 保育園	—	17 (19)	3 (0)	20 (19)	—	17	3	20
33	めばえの子 保育園(分園)	—	27 (30)	3 (3)	30 (33)	—	27	3	30
34	武庫川女子大学 附属保育園	51 (50)	30 (30)	9 (9)	90 (89)	51	30	9	90
35	かえで保育園	36 (42)	25 (30)	9 (9)	70 (81)	36	25	9	70
36	きりん園	—	50 (51)	10 (5)	60 (56)	—	50	10	60
37	善照マイト レーヤ保育園	42 (48)	28 (30)	9 (7)	79 (85)	42	28	9	79
38	西宮つとがわ YMCA 保育園	39 (43)	18 (21)	3 (3)	60 (67)	39	18	3	60
39	のぞみ夢保育園	36 (41)	18 (24)	6 (9)	60 (74)	36	18	6	60

(単位：人)



名 称		認 可 定 員 (入所児童数：H26.4.1)				利 用 定 員			
		3 歳以上	1・2 歳	0 歳	計	2号認定 (3歳以上)	3号 (1・2歳) (0歳)		計
40	夙川夢保育園 (分園)	36 (42)	18 (24)	6 (9)	60 (75)	36	18	6	60
41	つぼみ夢保育園 (分園)	—	24 (24)	6 (9)	30 (33)	—	24	6	30
42	まつぼっくり 保育園	65 (43)	40 (40)	15 (13)	120 (96)	65	40	15	120
43	西宮セリジェ 保育園	51 (13)	30 (34)	9 (14)	90 (61)	51	30	9	90
44	マザーシップ 西宮北口保育園	54 (24)	27 (25)	9 (8)	90 (57)	54	27	9	90
45	日野の森保育園	48 (33)	30 (34)	12 (13)	90 (80)	48	30	12	90
46	西北セリジェ 保育園(新設)	51 (-)	30 (-)	9 (-)	90 (0)	51	30	9	90
小計(ア)		1,970 (1,894)	1,215 (1,365)	339 (305)	3,524 (3,564)	1,970	1,215	339	3,524

### 3 公立保育所の利用定員

(単位：人)

名 称		認 可 定 員 (入所児童数：H26.4.1)				利 用 定 員			
		3 歳以上	1・2 歳	0 歳	計	2号認定 (3歳以上)	3号認定 (1・2歳) (0歳)		計
1	朝日愛児館	32 (33)	15 (16)	3 (3)	50 (52)	32	15	3	50
2	小松朝日保育所	79 (77)	35 (40)	6 (6)	120 (123)	79	35	6	120
3	建石保育所	54 (69)	30 (37)	6 (6)	90 (112)	54	30	6	90
4	鳴尾保育所	79 (68)	35 (39)	6 (9)	120 (116)	79	35	6	120
5	芦原保育所	79 (72)	35 (42)	6 (7)	120 (121)	79	35	6	120
6	学文殿保育所	59 (65)	25 (36)	6 (9)	90 (110)	59	25	6	90
7	用海保育所	37 (55)	20 (28)	3 (3)	60 (86)	37	20	3	60

名 称		認 可 定 員 (入所児童数：H26.4.1)				利 用 定 員			
		3 歳以上	1・2 歳	0 歳	計	2号認定 (3 歳以上)	3号認定 (1・2 歳) (0 歳)		計
8	浜甲子園保育所	54 (73)	30 (42)	6 (6)	90 (121)	54	30	6	90
9	瓦木北保育所	56 (62)	25 (31)	9 (9)	90 (102)	56	25	9	90
10	今津文協保育所	57 (67)	30 (36)	3 (5)	90 (108)	57	30	3	90
11	鳴尾東保育所	52 (63)	25 (30)	3 (6)	80 (99)	52	25	3	80
12	むつみ保育所	59 (68)	25 (36)	6 (8)	90 (112)	59	25	6	90
13	浜脇保育所	79 (80)	35 (40)	6 (9)	120 (129)	79	35	6	120
14	津門保育所	59 (71)	25 (37)	6 (9)	90 (117)	59	25	6	90
15	瓦木みのり 保育所	79 (80)	45 (50)	6 (9)	130 (139)	79	45	6	130
16	甲東北保育所	59 (68)	25 (33)	6 (5)	90 (106)	59	25	6	90
17	北夙川保育所	79 (82)	35 (42)	6 (9)	120 (133)	79	35	6	120
18	今津南保育所	57 (59)	20 (38)	3 (3)	80 (100)	57	20	3	80
19	上之町保育所	59 (76)	35 (45)	6 (8)	100 (129)	59	35	6	100
20	鳴尾北保育所	49 (48)	25 (34)	6 (4)	80 (86)	49	25	6	80
21	高須東保育所	79 (68)	35 (37)	6 (9)	120 (114)	79	35	6	120
22	大社保育所	79 (80)	35 (38)	6 (5)	120 (123)	79	35	6	120
23	高須西保育所	79 (65)	35 (35)	6 (7)	120 (107)	79	35	6	120
小計(イ)		1,454 (1,549)	680 (842)	126 (154)	2,260 (2,545)	1,454	680	126	2,260

(単位：人)

合計 (ア+イ)	3,424 (3,443)	1,895 (2,207)	465 (459)	5,784 (6,109)	3,424	1,895	465	5,784
-------------	------------------	------------------	--------------	------------------	-------	-------	-----	-------

#### 4 家庭的保育事業の利用定員

(単位：人)

名 称		認 可 定 員 (入所児童数：H26.4.1)			利 用 定 員		
		1・2歳	0歳	計	1・2歳	0歳	計
1	中田家庭保育所	4 (0)	1 (1)	5 (1)	4	1	5
2	虹の子保育ルーム	4 (2)	1 (0)	5 (2)	4	1	5
3	森下家庭保育所	4 (1)	1 (0)	5 (1)	4	1	5
4	ぎんが保育ルーム	4 (2)	1 (0)	5 (2)	4	1	5
5	保育ルーム菜のはな	4 (2)	1 (0)	5 (2)	4	1	5
6	ぽっぽ保育ルーム	4 (4)	1 (1)	5 (5)	4	1	5
7	保育ルーム Kumama	4 (-)	1 (-)	5 (-)	4	1	5
8	そらいろ保育ルーム	4 (2)	1 (1)	5 (3)	4	1	5
9	保育ルームまっきー	4 (4)	1 (0)	5 (4)	4	1	5
10	保育ルームバンビ	4 (4)	1 (0)	5 (4)	4	1	5
11	保育ルームおひさま	4 (4)	1 (0)	5 (4)	4	1	5
12	保育ルームほほえみ	4 (4)	1 (0)	5 (4)	4	1	5
13	保育ルームポニー	5 (5)	0 (0)	5 (5)	5	0	5
14	保育ルームひだまり	4 (2)	1 (0)	5 (2)	4	1	5
15	保育ルーム chouchou	4 (1)	1 (0)	5 (1)	4	1	5
16	保育ルームにこにこ	3 (4)	1 (0)	4 (4)	3	1	4
小計(ウ)		64 (41)	15 (3)	79 (44)	64	15	79

## 5 小規模保育事業の利用定員

(単位：人)

名 称		認 可 定 員 (入所児童数：H26.4.1)			利 用 定 員			類 型
		1・2歳	0歳	計	1・2歳	0歳	計	
1	アイリスプライベートスクール 夙川いぶき保育園	13 (-)	2 (-)	15 (-)	13	2	15	A 型
2	げんき保育園 西宮北口園	16 (-)	3 (-)	19 (-)	16	3	19	
3	ちびっこ天国	13 (-)	6 (-)	19 (-)	13	6	19	
4	夙川 森のほいくえん	12 (10)	0 (0)	12 (10)	12	0	12	
5	チャイルドハート保育サロン さくら夙川園	15 (-)	3 (-)	18 (-)	15	3	18	
6	どんぐりルーム甲子園	13 (-)	6 (-)	19 (-)	13	6	19	
7	ポピンズ小規模保育園 アクティブラーニングスクール甲東園	13 (-)	6 (-)	19 (-)	13	6	19	
8	にじの森保育園 西宮北口	14 (-)	5 (-)	19 (-)	14	5	19	
9	ピッコロ保育ルーム 西宮	16 (-)	3 (-)	19 (-)	16	3	19	
10	保育園 パステルの森	13 (-)	6 (-)	19 (-)	13	6	19	
11	リッツナーサリー保育園	11 (-)	4 (-)	15 (-)	11	4	15	
12	小規模保育園 ほっぷ・すてっぷ・じゃんぷ	11 (10)	4 (0)	15 (10)	11	4	15	
13	西宮こもれびキンダーガーデン	14 (7)	2 (0)	16 (7)	14	2	16	
14	むしっこ保育園 ちょうちょ	9 (4)	3 (0)	12 (4)	9	3	12	
15	むしっこ保育園 てんとうむし	9 (3)	3 (0)	12 (3)	9	3	12	
16	むしっこ保育園 みつばち	9 (4)	3 (0)	12 (4)	9	3	12	
17	たけのこ保育所	10 (13)	5 (2)	15 (15)	10	5	15	
18	MAMA & KIDS	8 (4)	4 (0)	12 (4)	8	4	12	

名 称		認 可 定 員 (入所児童数：H26.4.1)			利 用 定 員			類 型
		1・2歳	0歳	計	1・2歳	0歳	計	
19	MAMA&KIDS 門戸園	9 (-)	3 (-)	12 (-)	9	3	12	A 型
20	認可小規模保育施設 ぼか ぼか	10 (6)	2 (1)	12 (7)	10	2	12	B 型
21	小規模保育施設 りんごさ くらんぼ	9 (10)	3 (0)	12 (10)	9	3	12	
22	すくすく ほがらか	7 (4)	3 (0)	10 (4)	7	3	10	
23	保育ルーム うさぎたんぼ ぼ	7 (5)	3 (0)	10 (5)	7	3	10	
24	キャンディ&クッキー	7 (4)	3 (0)	10 (4)	7	3	10	
25	保育ルーム木の实	8 (6)	2 (1)	10 (7)	8	2	10	
26	すまいるほいくえん	16 (15)	3 (1)	19 (16)	16	3	19	
27	小さなはらっぱ	14 (6)	2 (0)	16 (6)	14	2	16	
28	保育園 パステルのおうち こりす	12 (7)	3 (0)	15 (7)	12	3	15	
29	保育園 パステルのおうち こぐま	12 (7)	3 (0)	15 (7)	12	3	15	
30	小規模保育 Happy Land	10 (10)	2 (0)	12 (10)	10	2	12	
31	いろえんぴつ	10 (9)	2 (0)	12 (9)	10	2	12	
32	ハートフル・ママ 西宮北 口園	7 (8)	3 (0)	10 (8)	7	3	10	
33	ひまわり家庭保育所	6 (5)	2 (0)	8 (5)	6	2	8	C 型
34	おおぞら園 そら	7 (12)	3 (0)	10 (12)	7	3	10	
35	おおぞら園 たいよう	7 (7)	3 (0)	10 (7)	7	3	10	
小計(工)		377 (176)	113 (5)	490 (181)	377	113	490	

小規模保育事業の類型によって定員、職員数等が異なる。

	小規模保育 A 型	小規模保育 B 型	小規模保育 C 型
定員	6 ~ 19 人		6 ~ 10 人 (5 年間の経過措置で、6 ~ 15 人が可。)
職員数	保育所の配置基準 + 1 名	保育所の配置基準 + 1 名	家庭的保育者一人が保育できるのは3人以下。補助者とともに保育する場合は5人以下。児童数にかかわらず複数体制をとる。
資格	保育士	1 / 2 以上保育士	
保育室等	0 歳・1 歳児 一人当たり 3.3 m <sup>2</sup> 2 歳児 一人当たり 1.98 m <sup>2</sup>		0 歳~2 歳児 いずれも 1 人 3.3 m <sup>2</sup>

## 6 事業所内保育事業の利用定員

(単位：人)

名 称		認 可 定 員 (入所児童数：H26.4.1)			利 用 定 員		
		1・2 歳	0 歳	計	1・2 歳	0 歳	計
1	キッズルームアリス甲子園	11 (5)	4 (0)	15 (5)	11	4	15
2	MOMO kid's 保育ルーム	14 (-)	5 (-)	19 (-)	14	5	19
3	西宮わたなべ前浜保育所	11 (-)	3 (-)	14 (-)	7	2	9
小計(オ)		36 (5)	12 (0)	48 (5)	32	11	43

(単位：人)

合計 (ウ+エ+オ)	477 (222)	140 (8)	617 (230)	473	139	612
---------------	--------------	------------	--------------	-----	-----	-----

HPに掲載するにあたり、施設の名称の誤り等については、修正をしています。

## 議事（２）西宮市子ども・子育て支援事業計画の修正事項

第 5 編 計画の施策内容 （ 6 ） 2 号認定（学校教育の利用希望以外）の量の見込み及び  
確保方策

## 素 案

## 【全市】

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	3,417 人	3,463 人	3,509 人	3,555 人	3,601 人
確保方策	3,417 人	3,463 人	3,509 人	3,555 人	3,601 人

## 【北部】

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	263 人	287 人	311 人	335 人	359 人
確保方策	263 人	287 人	311 人	335 人	359 人

## 【南部】

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	3,154 人	3,176 人	3,198 人	3,220 人	3,242 人
確保方策	3,154 人	3,176 人	3,198 人	3,220 人	3,242 人



## 修正後

## 【全市】

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	3,424 人	3,469 人	3,513 人	3,557 人	3,601 人
確保方策	3,424 人	3,469 人	3,513 人	3,557 人	3,601 人

## 【北部】

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	239 人	269 人	299 人	329 人	359 人
確保方策	239 人	269 人	299 人	329 人	359 人

## 【南部】

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	3,185 人	3,200 人	3,214 人	3,228 人	3,242 人
確保方策	3,185 人	3,200 人	3,214 人	3,228 人	3,242 人

第5編 計画の施策内容 (7) 3号認定の量の見込み及び確保方策

素案

【全市】

	H27		H28		H29		H30		H31	
	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳
量の見込み	499人	2,355人	531人	2,473人	563人	2,591人	595人	2,709人	626人	2,826人
確保方策	499人	2,355人	531人	2,473人	563人	2,591人	595人	2,709人	626人	2,826人
特定教育・保育施設	472人	1,912人	504人	1,970人	523人	2,041人	555人	2,099人	586人	2,156人
特定地域型保育事業	27人	443人	27人	503人	40人	550人	40人	610人	40人	670人
保育需要率( )	21.9%		23.7%		26.1%		28.1%		30.0%	

【北部】

	H27		H28		H29		H30		H31	
	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳
量の見込み	32人	146人	32人	160人	32人	174人	32人	189人	32人	203人
確保方策	32人	146人	32人	160人	32人	174人	32人	189人	32人	203人
特定教育・保育施設	30人	126人	30人	126人	30人	140人	30人	155人	30人	155人
特定地域型保育事業	2人	20人	2人	34人	2人	34人	2人	34人	2人	48人
保育需要率( )	18.0%		18.7%		20.8%		23.1%		25.4%	

【南部】

	H27		H28		H29		H30		H31	
	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳
量の見込み	467人	2,209人	499人	2,313人	531人	2,417人	563人	2,520人	594人	2,623人
確保方策	467人	2,209人	499人	2,313人	531人	2,417人	563人	2,520人	594人	2,623人
特定教育・保育施設	442人	1,786人	474人	1,844人	493人	1,901人	525人	1,944人	556人	2,001人
特定地域型保育事業	25人	423人	25人	469人	38人	516人	38人	576人	38人	622人
保育需要率( )	22.3%		24.3%		26.7%		28.7%		30.6%	





修正後

【全市】

	H27		H28		H29		H30		H31	
	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳
量の見込み	604人	2,368人	610人	2,484人	616人	2,598人	621人	2,712人	626人	2,826人
確保方策	604人	2,368人	610人	2,484人	616人	2,598人	621人	2,712人	626人	2,826人
特定教育・保育施設	465人	1,895人	469人	1,961人	473人	2,026人	476人	2,091人	479人	2,156人
特定地域型保育事業	139人	473人	141人	523人	143人	572人	145人	621人	147人	670人
保育需要率（ ）	22.8%		24.5%		26.6%		28.3%		30.0%	

【北部】

	H27		H28		H29		H30		H31	
	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳
量の見込み	38人	145人	38人	161人	38人	175人	38人	189人	38人	203人
確保方策	38人	145人	38人	161人	38人	175人	38人	189人	38人	203人
特定教育・保育施設	30人	126人	30人	134人	30人	141人	30人	148人	30人	155人
特定地域型保育事業	8人	19人	8人	27人	8人	34人	8人	41人	8人	48人
保育需要率（ ）	18.5%		19.4%		21.5%		23.7%		26.0%	

【南部】

	H27		H28		H29		H30		H31	
	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳
量の見込み	566人	2,223人	572人	2,323人	578人	2,423人	583人	2,523人	588人	2,623人
確保方策	566人	2,223人	572人	2,323人	578人	2,423人	583人	2,523人	588人	2,623人
特定教育・保育施設	435人	1,769人	439人	1,827人	443人	1,885人	446人	1,943人	449人	2,001人
特定地域型保育事業	131人	454人	133人	496人	135人	538人	137人	580人	139人	622人
保育需要率（ ）	23.2%		25.0%		27.2%		28.9%		30.5%	

## 第5編 計画の施策内容 2. 教育・保育の量の見込み及び確保方策

### 前 回

#### (8) 今後の方向性

教育・保育の量の見込みに対し、引き続き、既存の認定こども園、幼稚園、保育所や小規模保育等の地域型保育事業で入所枠を確保していきます。

また、2号認定・3号認定子どもの量の見込み（保育需要）については、増加傾向にあることから、今後も入所枠の拡大に取り組んでいきます。

具体的には、従来の保育所整備に加え、既存幼稚園から認定こども園への移行を促進し、既存施設の活用を図ることで、2号認定・3号認定子どもの入所枠を拡大していきます。

なお、特に保育需要の高い3号認定子どもについては、保育需要の地域偏在や年齢偏在に対応する有効な施策として進めてきた小規模保育事業について、職員配置における有資格者の割合が高いA型を中心に整備を進めることとし、認可外保育施設からの移行支援などにも取り組みながら充実に努めてまいります。

しかしながら、就学前児童数は減少傾向にあり、今後は、既存施設の配置状況や地域の保育需要など将来の少子化を見据えた検討も併せて行う必要があります。



### 修正後

#### (8) 今後の方向性

教育・保育の量の見込みに対し、引き続き、既存の認定こども園、幼稚園、保育所や小規模保育等の地域型保育事業で入所枠を確保していきます。

2号認定・3号認定子どもの量の見込み（保育需要）については、**今後も増加傾向にあることから、入所枠の拡大に取り組んでいく必要があります。**

**しかしながら、就学前児童数は減少傾向にあることから、地域の保育需要など将来の少子化を見据えた、施設の適正配置についても検討していく必要があります。**

**こうしたことから、保育所の待機児童対策にあたっては、保育所整備や既存幼稚園から認定こども園への移行を促進することで、2号認定・3号認定子どもの入所枠を拡大していきます。**

**また、特に保育需要の高い3号認定子どもについては、保育需要の地域偏在や年齢偏在に対応する有効な施策として進めてきた小規模保育事業について、職員配置における有資格者の割合が高いA型を中心に整備を進めることとし、認可外保育施設からの移行支援などにも取り組みながら充実に努めてまいります。**

## 第5編 計画の施策内容 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

### (実費徴収に係る補足給付を行う事業)

#### 素案

新規事業となりますので、国から具体的な内容等が示され次第、計画に反映させていくこととします。



#### 修正後

### (1) 事業内容

市が定める保育料とは別に、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費（食材料費）及び教材費・行事費について、保護者の世帯所得の状況等を勘案し、その費用の一部を補助する事業

#### 対象者

生活保護受給世帯

#### 補助項目

##### 給食費（食材料費）

基準額を上限に、国が定める公定価格において、給食費（食材料費）が含まれていない1号認定子どもの副食費相当額を補助する。

##### 教材費・行事費等

基準額を上限に、認定区分にかかわらず、日用品、文房具等の購入に要する費用及び行事への参加に要する費用を補助する。

#### 基準額

給食費（食材料費）：4,500円/月

教材費・行事費等：2,500円/月

### (2) 今後の方向性

当該事業については、国の実施要綱等に基づき、実施していきます。

また、国の子ども・子育て会議における審議の中で、さらなる財源が確保できた際には、対象者の範囲を市民税非課税世帯まで拡大することとされていることから、引き続き、国の動向を注視していきます。

## 第5編 計画の施策内容 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

### (多様な主体の参入促進事業)

#### 素 案

新規事業となりますので、国から具体的な内容等が示され次第、計画に反映させていくこととします。



#### 修正後

### (1) 事業内容

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配に要する費用を補助する。

#### 新規参入施設への巡回支援事業

新規参入事業者に対し、当該施設等における事業の進捗状況等に応じて、市の支援チームにより、次のいずれか1つ又は複数の事業を実施する。

事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う事業  
事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの当面の間、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応等に関する実地支援、相談・助言等を行う事業

小規模保育事業の連携施設のあっせんなど、事業実施にあたっての連携先の紹介等を行う事業

小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として、支援チーム自らが連携施設に代わる巡回支援等を行う事業

その他、新規参入事業者が円滑に事業を実施できるよう、市が適当と認めた事業

#### 認定こども園への特別支援教育・保育経費補助事業

認定こども園において、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを受け入れている場合、その費用の一部を補助する。

### (2) 今後の方向性

本市では、平成25年4月から、保育士4名を家庭的保育事業、小規模保育事業の専任の支援員として配置し、保健師や栄養士とも連携を図りながら、各施設を巡回して、きめ細かなサポートを行っています。さらに、施設数の増加に合わせて、支援員を増員し対応しています。

今後も、家庭的保育事業、小規模保育事業への巡回支援を行うことにより、質の向上に努めていきます。

また、認定こども園への特別支援教育・保育経費補助事業については、事業の趣旨を踏まえ、適切な支援が行えるよう検討していきます。

## 第5編 計画の施策内容 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

### (放課後児童健全育成事業)

#### 前 回

#### (4) 今後の方向性

これまで待機児童対策のため、新たな施設整備を図ってきましたが、入所児童数が定員を超えている施設で

、

今後は、こうした状況や将来的に児童数が減少することが予想されることから、小学校区ごとに利用ニーズを把握し、定員の弾力化や公共施設の有効活用等を念頭に、確保方策を検討していくこととし、高学年のニーズについては、施設の状況等を勘案し、順次、対象学年を拡大していくことを検討していきます。

#### (5) 放課後の子どもの居場所

就労の有無、障害のある子どもや特別な支援が必要な家庭やひとり親家庭等、多様なニーズに対応するため、

、

今後は、全小学校での校庭開放事業や、空き教室などを活用した学習室開放事業など、教育と福祉が連携しながら、各種放課後事業の役割や機能を活かした運営の一体化も含めた総合的な検討を進めていきます。



#### 修正後

#### (4) 今後の方向性

これまで待機児童対策のため、新たな施設整備を図ってきましたが、入所児童数が定員を超えている施設で

、

今後は、こうした状況や将来的に児童数が減少することが予想されることから、小学校区ごとに利用ニーズを把握し、定員の弾力化や公共施設の有効活用等を念頭に、確保方策を検討していくこととし、高学年のニーズについては、施設の状況等を勘案し、順次、対象学年を拡大していくことを検討していきます。

さらに、40名定員の実施や静養スペースの確保、児童一人あたりの面積基準の引き上げ等、国基準の早期実現をめざします。

#### (5) 放課後の子どもの居場所

就労の有無、障害のある子どもや特別な支援が必要な家庭やひとり親家庭等、多様なニーズに対応するため、

、

今後は、全小学校での校庭開放事業や、空き教室、社会教育施設等を活用した学習室開放事業等、教育と福祉が連携し、各種放課後事業の役割や機能を活かした運営の一体化も含めた総合的な検討を進めていきます。

## 第5編 計画の施策内容 4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的な提供や

### その推進体制の確保（質の高い教育・保育の提供について）

#### 前 回

#### （4）質の高い教育・保育の提供について

教育・保育の質の向上を図るため、本市ではこれまで待機児童の解消に向けた保育の量的拡大と合せて様々な取り組みを進めてきました。

具体的には、幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上として前述の合同研修を含めた様々な研修に参加しているほか、各施設においては、全体の質の向上を図るため、保育内容や子ども理解等に関わる様々な園内研究の実施、また日々の保育や取組みを省察し、評価及び改善を重ねるなど、よりよい保育実践の充実に努めています。今後とも施設全体と個々の両方の視点から、課題や保育ニーズをふまえた研修、研究を発展させることで、市全体の教育・保育の質の向上に取り組んでいきます。

また、障害のある子どもに対する教育・保育については、平成27年度に開所予定の児童発達支援センター等施設を拠点として、教育・保育施設への支援をより充実したものになるよう取り組んでいきます。

こうした各施設での取り組みのほか、本市では、保育環境や児童の安全を確保するため、保育室の面積や園庭要件など国基準を上回る基準を設け、さらに、保育士の配置についても国基準を上回る配置に努めています。

保育ルームや小規模保育等に対しては、保健師の巡回や運営をサポートする保育士の配置など体制の強化を図り、

認可外保育施設には、年1回指導監査を実施し、必要に応じて改善指導を行うほか、保育の質の向上を図るための様々な研修を実施しています。

今後は、全国的に課題となっている保育士不足の解消に努めるとともに、特に保育士の確保対策として、関係機関との連携を図りながら、潜在保育士の再就職を支援する取り組みを実施していきます。また、教育・保育施設等に従事する職員の処遇改善についても検討していきます。



## 修正後

### (4) 質の高い教育・保育の提供について

教育・保育の質の向上を図るため、本市ではこれまで待機児童の解消に向けた保育の量的拡大と合せて様々な取り組みを進めてきました。

具体的には、幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上として前述の合同研修を含めた様々な研修に参加しているほか、各施設においては、全体の質の向上を図るため、保育内容や子ども理解等に関わる様々な園内研究の実施、また日々の保育や取組みを省察し、評価及び改善を重ねるなど、よりよい保育実践の充実に努めています。今後とも施設全体と個々の両方の視点から、課題や保育ニーズをふまえた研修、研究を発展させることで、市全体の教育・保育の質の向上に取り組んでいきます。

また、障害のある子どもに対する教育・保育については、平成 27 年度に開所予定の児童発達支援センター等施設を拠点として、教育・保育施設への支援をより充実したものになるよう取り組んでいきます。

こうした各施設での取り組みのほか、本市では、保育環境や児童の安全を確保するため、保育室の面積や園庭要件など国基準を上回る基準を設け、さらに、保育士の配置についても国基準を上回る配置に努めています。

今後も、保育環境の向上を図るよう努めていくとともに、特に幼保連携型認定こども園について、1、2 歳児に対する職員配置を 5 : 1 に、4 歳以上児に対する職員配置を 20 : 1 にするよう努めていきます。

保育ルームや小規模保育等に対して、保健師の巡回や運営をサポートする保育士の配置など体制の強化を図るとともに、従事者については、全て保育士資格取得者とするよう努めていきます。

認可外保育施設には、年 1 回指導監査を実施し、必要に応じて改善指導を行うほか、保育の質の向上を図るための様々な研修を実施しています。

今後は、全国的にも課題となっている保育士不足の解消を図るため、保育士の処遇改善について検討するほか、関係機関との連携を図りながら、潜在保育士の再就職を支援する取り組みを実施していきます。

また、質の向上を図る観点から、保育士に限らず、教育・保育施設等に従事する職員の処遇改善についても検討していきます。



## 第7編 資料編 2. ワークショップの実施

### 前 回

テーマ	意見（抜粋）
どんな子どもに育ってほしいですか？	あいさつや感謝の言葉が言える、返事がすぐにできる 友達が大好き、思いやりがある、人の痛みが分かる、相手の立場になって考えられる 人との関係を大切にする、人と関わることが楽しいと感じる、仲間と一緒に育つ
子どもの遊び場はどんな場所？	安全性を重視した広い公園や広場、周囲の交通量が少なく安全な公園、大人の目がある公の施設や場（みやっこキッズパークのような管理者がいる遊び場） 子どもも大人も行きたくなる場所、自然があり広々した場所、遊具よりも木・芝生のある自然豊かな公園、のびのび遊べる場所、自然にふれあいながら遊べる場所



### 修正後

テーマ	意見（抜粋）
どんな子どもに育ってほしいですか？	あいさつや感謝の言葉が言える、返事がすぐにできる 友達が大好き、思いやりがある、人の痛みが分かる、相手の立場になって考えられる 人との関係を大切にする、人と関わることが楽しいと感じる、仲間と一緒に育つ
子どもの遊び場はどんな場所？	安全性を重視した広い公園や広場、周囲の交通量が少なく安全な公園、大人の目がある公の施設や場（みやっこキッズパークのような管理者がいる遊び場、 <b>プレーリーダーのいるプレーパーク</b> ） 子どもも大人も行きたくなる場所、自然があり広々した場所、遊具よりも木・芝生のある自然豊かな公園、のびのび遊べる場所、自然にふれあいながら遊べる場所



## 議事（3）確認に係る部会の設置

### 1 確認の効力が及ぶ範囲

- (1) 教育・保育施設に対する確認・・・確認の効力は全国に及ぶ  
他の市町村に居住する子どもが市内の教育・保育施設を利用する場合、他の市町村長が別途改めて確認を行う必要はない。
- (2) 地域型保育事業者に対する確認・・・確認の効力は確認をした市町村の区域内にのみ及ぶ  
他の市町村に居住する子どもが市内の地域型保育事業を利用する場合、他の市町村長が別途改めて確認を行う必要がある。(本市の市内に居住する子どもが他の市町村の地域型保育事業を利用する場合、本市の市長が別途改めて確認を行う必要がある。)

### 子ども・子育て支援法(抜粋)

#### 第31条(特定教育・保育施設の確認)

- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。

#### 第43条(特定地域型保育事業者の確認)

- 3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。
- 4 市町村長は、第1項の申請があった場合において、当該申請に係る地域型保育事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長(以下この条において「所在地市町村長」という。)の同意を得ていないときは、第29条第1項の確認をしてはならない。ただし、第1項の申請を受けた市町村長(以下この条において「被申請市町村長」という。)と所在地市町村長との協議により、この項本文の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により同項本文の規定が適用されない場合であって、第1項の申請に係る地域型保育事業所(所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。)について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第29条第1項の確認があったものとみなす。
- (1) 所在地市町村長が第29条第1項の確認をしたとき 当該確認がされた時
- (2) 所在地市町村長による第29条第1項の確認がされているとき 被申請市町村長が当該地域型保育事業所に係る地域型保育事業を行う者から第1項の申請を受けた時

#### 附則第7条(特定教育・保育施設に関する経過措置)

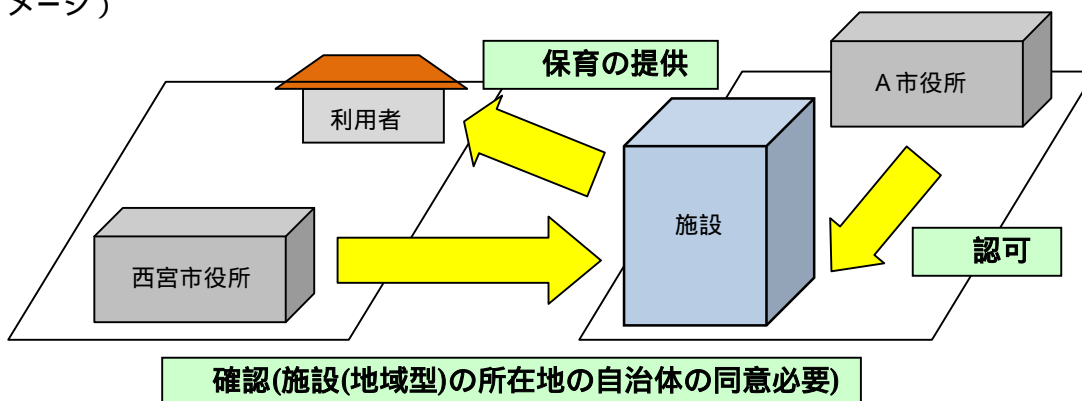
この法律の施行の際現に存する就学前子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の規定による改正前の認定こども園法第7条第1項に規定する認定こども園(国の設置するものを除き、施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。)幼稚園(国の設置するものを除き、施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。)又は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)第6条の規定による改正前の児童福祉法(次条及び附則第10条第1項において「旧児童福祉法」という。)第39条第1項に規定する保育所(施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。)については、施行日に、第27条第1項の確認があったものとみなす。ただし、当該認定こども園、幼稚園又は保育所の設置者が施行日の前日までに、内閣府令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

例えば、西宮市民である利用者が、里帰り出産のためA市の実家に帰省し、産前・産後の間、子どもをA市内の施設に預ける場合

\* 預け先が認定こども園、幼稚園、保育所の場合  
定員に空きがあるなど、入所要件が整えば、すぐに入所可能

\* 預け先が家庭的保育、小規模保育施設等の場合  
定員に空きがあったとしても、施設・事業者が西宮市の“確認”を受けなければ、入所できない。

(イメージ)



同意を不要とする協議がなされている自治体間においては、“確認”があったものとみなされるため、地域型保育事業についても、西宮市の“確認”を受ける必要はない。

## 2 平成 27 年度以降の確認事務

確認のために子ども・子育て会議での「利用定員の意見聴取」を行った施設・事業者については、(幼稚園から認定こども園に移行するなど)施設類型の変更がない限り、施設の規模や定員等に変更が生じたとしても、再度、子ども・子育て会議での意見聴取は不要である。

したがって、平成 27 年度以降、以下のような場合に、確認事務が生じることとなる。

- (1) 新規に教育・保育施設もしくは地域型保育事業を整備・認可した場合
- (2) 市外で認可・確認を受けた地域型保育事業で、本市の確認を受けていない地域型保育事業を本市の市民が利用する場合

### 27 年度以降の確認事務(利用定員の意見聴取)への対応について

確認事務については、「確認を受けていない=給付の対象とならない」ことから、市民に対し速やかに給付を行うことができるように機動的に対応することが求められる。(1)の場合は、市内の施設について新規整備・認可するため、早期に状況を把握し、確認事務を行うことができるが、(2)の場合は、市外の施設のため、早期に対応することが困難となる。

以上のことから

子ども・子育て会議の一部の委員による確認のための部会を新たに設置し、意見を聴取することとする

**議事（４）平成 27 年度 子ども・子育て会議の審議予定事項**

**1．審議予定事項**

次世代育成支援行動計画（後期計画）との一体化に向けた検討  
 子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに合わせて、「西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）」  
 と一体的な計画を作成することとしており、一体化に向けた検討を進める。

**確認部会**  
 部会の設置及び確認のための意見聴取が必要な事案が生じた場合に随時、部会を開催する。

**評価検討ワーキンググループ**  
 西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)の平成 26 年度実績について、評価を行う(年 2 回を想定)。

**その他：委員の改選**  
 平成 25 年 8 月 20 日から 2 年間の任期となるため、任期満了に伴う、委員の改選を行う。  
 改選に伴い、会長、副会長の互選、確認部会、評価検討ワーキンググループの委員の指名を行う。

**2．スケジュール（案）**

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
子ども・子育て会議	次世代育成支援行動計画(後期計画)との一体化に向けた検討												
	次世代育成支援行動計画(後期計画)の評価												
	その他(委員の改選に伴う会長、副会長の互選、確認部会・WG委員の選任)												
確認部会	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>事案が生じれば、随時開催</b> </div>										<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">                     本会議と 合同開催                 </div>		
評価検討ワーキンググループ													